(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
福山市引野町字中曽根二七一番一から同市引野町字槙木前二四九一番一まで	前	一九・五〇～二〇・七〇	〇・〇六五
	後	二〇・四〇～二〇・七〇	〇・〇六五
福山市大門町大字津之下字内田二六五番一から同市大門町大字津之下字信ノヱ二番一まで	前	二一・一〇～二九・〇〇	〇・〇五〇
	後	二二・一〇～二九・〇〇	〇・〇五〇

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○中国地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十七日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	福山市引野町字中曽根二七一番一から同市引野町字槙木前二四九一番一まで	中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所
	福山市大門町大字津之下字内田二六五番一から同市大門町大字津之下字信ノヱ二番一まで	

供用開始の期日　平成二十五年三月二十七日

○四国地方整備局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十七日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
宇和島市津島町岩松甲二二二九番から同市高串字屋敷田一番耕地一〇二四番二まで	前	A　六・八〇～七・七〇	一七・九二三	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D　一〇・一四～二五九・〇五	一七・九二九	
	後	A　六・八〇～七・七〇	一七・九二三	
		B・C・D　一〇・一四～二五九・〇五	一七・九二九	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十七日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　施行者の名称　徳島県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第七百三号徳島東部都市計画道路事業三・四・百十七号石井南島線
三　事業施行期間　自平成十年三月十八日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十七日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　施行者の名称　徳島県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第千百十八号徳島東部都市計画道路事業三・四・百一号芝生日ノ峰線
三　事業施行期間　自平成十二年四月三日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十七日　九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
鳥栖市原町字大野一三一五番二から同市曾根崎町字遠島一五三七番七まで	前	一二・七〇～四〇・六〇	〇・六〇四
	後	二六・五〇～四八・八〇	〇・六〇四

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十七日　九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三号	小城市三日月町長神田字五十二坪二四四八番二から同市三日月町樋口字江利二九二九番三まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十七日

○北海道開発局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十七日　北海道開発局長　関　博之

一(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十五号